

番号	電源区分	分類	該当箇所	意見	回答
1	電源Ⅰ'	要綱	入札書様式 1	様式 1 の他の応札との関係欄にあらかじめ重複応札可能なエリアを記載して頂きたい。	入札書様式にあらかじめ記載させていただきます。
2	電源Ⅰ'	要綱	入札書様式 1 以外	様式 1 以外は内容を他エリアと完全一致して頂きたい。	各エリアと調整のうえ、可能な限り統一させていただきます。
3	電源Ⅰ'	参考資料	逆潮流アグリゲーションおよび発電バランシンググループの設定法に関する取り扱いについて P7	(原 案)部分買取を実施している発電場所に関し、調整力契約を締結のうえ調整力を提供する場合、当該発電場所を調整電源BGとして単独でBGを設定する必要があります(調整電源と非調整電源は別のBGとして設定)。 (提案)2.記載の弊社が現在電源Ⅰ'において実運用している方法において、調整電源BGを組成するには小売事業者との調整が必要となるが、ネガワットと同様、当該調整業務は厳気象月の開始前までに完了させることを前提に、入札を評価いただきたい。入札締切前までに当該調整業務を完了させることを必須とすると、小売事業者側が意図的に協議を遅延させることで入札辞退が困難となる可能性がある為。	端境期の覚書に基づく端境期の電源Ⅰ'供出可否をふまえて、BG組成完了のタイミングは契約締結時に協議させていただきます。 なお、既存発調契約者との間で入札時点で詳細条件までの調整が完了（書面の締結等）していることを求めるものではございませんが、供出の確実性を担保するため、少なくとも既存発調契約者と容量確保（切り出し）の基本的な合意がなされていることは必要です。
4	電源Ⅰ'	要綱	募集要項案 P3 第1章 2	(原案)主に10年に1回程度の厳気象(猛暑および厳寒)時等の稀頻度な需給ひっ迫時において、需給バランス調整を実施することを目的とした調整力を確保するため、●●.●万kWに相当する設備等(以下「電源Ⅰ' 厳気象対応調整力」といいます。)を入札により募集いたします。なお、広域的な予備率が8%未満となる場合等には、電源Ⅰ'を発動いたします。(修正案)以下の事象発生時に… 1. 電力使用率??%以上 2.台風一過等による前日との気温差が?度以上の上昇 3. 他 【理由】 実情と全くあっていない。10年に1度という言葉は意味をなしていない。また需要家からもより具体的な説明を求められている。	募集要綱に「主に10年に1回程度の厳気象時等（以下、省略）」との記載がありますが、これはあくまでも一つの要因としての記載であり、そのような需給ひっ迫時にも対応できる調整力を確保するものであるため、募集要綱については、原案通りとさせていただきます。 なお、2022年度以降は広域予備率にもとづき発動判断されることとなるため、それに関する説明資料（広域予備率に基づく電源Ⅰ'発動について）を作成し、当社ホームページにて公表しておりますので、ご確認ください。
5	電源Ⅰ'	要綱	募集要項案 P7 第2章 1. (14)	(原案)入札提出後に入札書の内容を変更することはできません。ページの差替え、補足説明資料等の追加も認められません。ただし、落札者候補案件の選定にあたり、当社が提出を求めた場合は除きます。(質問) 応札時点で具体的にどのような資料の提出が求められるのか、明確にしてください。(理由)効率良く必要な情報を収取し、入札書を評価していただくため。	応札時点におきましては、募集要綱 第6章 応札方法および提出様式に記載している内容に基づき入札書を提出頂きます。その内容について妥当性を確認させていただくため追加的に資料を求める場合がありますが、入札案件（入札書の記載内容）により求める資料が異なることから、応札時点で明記することは困難と考えておりますので、その点ご理解いただきますようお願い致します。1例にはなりますが、応札案件において当該設備の重複のおそれがある場合、応札kWの妥当性を確認するための追加資料を求めることがあります。
6	電源Ⅰ'	要綱	募集要項案 P21 第5章 1. (5)ハ(ロ)	(原案)複数の需要家、発電設備またはその両方をまとめて1 入札単位とするときは、当該複数の需要家、発電設備またはその両方が完全に一致するようにしていただきます。また、供出電力(kW)の明確な区分が困難であることから、複数入札は原則として認められません。(修正案)供出電力(kW)の明確な区分が出来ることを前提に、複数入札を認めていただけないか？	募集要綱に記載のとおり、負荷設備の場合、供出される電力を明確に区分することは困難と考えておりますので、例えば1 0 地点確保された場合、5 地点ずつに分割するなど、札を分けて応札いただく等の対応をお願いいたします。 ただし、明確な区分が可能であることを提示いただき、当社としてもその内容が妥当であると判断した場合は、複数入札を可能とすることも考えられます。
7	電源Ⅰ'	要綱	募集要項案 P50 第8章 1. (4) (二)	(原案)当社からの上げ指令にも関わらず、30分単位の計量の結果が下げ調整となっていた場合には、当該コマの属地TSOのインバランス価格にて属地TSOと契約者間で精算するものといたします。(提案)不足インバラは需要家所属BGの小売りに請求とする。 【理由】電気事業法上、同時同量の義務を負っていないアグリゲーターが下げ調整量時の不足インバランスを負担することは不合理ではないでしょうか。さらに現状、アグリゲーターがTSOから不足インバラが請求される一方、小売りはその不足インバラ分を自社で確保してないにも関わらず需要家に電気代として請求しており、結果としてアグリゲーターが、不足インバラを需要家に転嫁できないという不可解な状況となっている。また不足インバラを小売りに支払いをお願いしたところ、拒否をされた実績がある。こちらは改善が必須と考えます。	調整力として指令を行った場合、その期間は調整力として扱うことから、下げとなった場合でも調整電力量として扱います。 よって、インバランス算定ではなく、調整電力量の精算として調整力提供事業者と精算を行います。
8	電源Ⅰ'	要綱	募集要項案 P40 第8章 11(ロ)	(原案) 契約電力未達時割戻料金の算定式 契約電力未達時割戻料金＝各コマの未達度合い合計÷(発動回数※1×3時間×2コマ)×基本料金×1.5(提案)容量市場と整合性を取るべく係数を1.5から1.1としていただけないか？	確保容量の考え方等含め、容量市場と同じ仕組みではなく、調整力の供出の確実性を担保する趣旨からも原案通りとさせていただきます。

番号	電源区分	分類	該当箇所	意見	回答
9	電源Ⅰ'	要綱	募集要項案 P44 第9章 3 (2)	(原案)部分買取となっている発電場所を電源Ⅰ'厳気象対応調整力契約電力として供出する場合、発電契約者それぞれが当該発電場所を調整電源BGとして単独BG化する必要があります(調整電源と非調整電源は別のBGとして設定していただきます) (提案)単独BG化を優先的に試みるものの、小売りから協力を得られないことが確実に想定される。小売りから協力を得られない場合に限り、当該ポジ案件はアグリゲーションせず単独札として入札することとし、個別に貴TSOと事前事後にわたる協議で、例えば弊社が22年度で実運用中である方法：地点における供給力も含め全量を単独BG化する原案ではなく、アグリゲーターが調整力の容量分だけ単独BG化し、発動時に優先順位を変更することで、供給力と切り分けて運用する方法、などを許容していただきたい。	電源Ⅰ'において、単独BG化に関する小売電気事業者等との協議が整わず応札が困難となる場合には、募集期間中、早期に当社までご相談ください。バランシンググループの設定方法について個別に協議させていただきます。 (参考) 「逆潮流アグリゲーションおよび発電バランシンググループの設定方法に関する取り扱いについて」P5
10	電源Ⅰ'	要綱	募集要項案 P36 第8章 1(4)二	(原案) なお、単価については、燃料費等のコストを勘案した設定としてください。ただし、応札時の電力量単価を上限とします。また、適用した単価を過去に遡って修正することはできません。 (提案) コロナ禍からの世界経済の回復に伴う原油の需要増や一部産油国の生産停滞による原油価格高騰を受け、国内の石油製品価格は13年ぶりに高値水準に達しています。今後、さらなる急騰に備え、先手で追加的な対策検討案が不可欠とも言える為、上記原案の電力量単価の上限を、世界乃至国内の価格水準が激変した場合に限り、双方協議できるものとするにご変更いただきたい。	ご提案の内容を認めた場合、当初の落札案件選定結果にも影響を与えうため、公平性・透明性確保の観点から原案どおりといたします。
11	電源Ⅰ'	要綱	募集要項案 P38 第8章 契約条件 (7)	(原案) ※アグリゲーターが、本要綱にもとづき締結する電源Ⅰ'厳気象対応調整力契約における電源Ⅰ'厳気象対応調整力とは別に、供給力を小売電気事業者に提供することを否定するものではありません。しかし、小売電気事業者への供給力提供中であっても、電源Ⅰ'厳気象対応調整力は当社の指令に応じて供出可能であること、および、小売電気事業者への供給力と当社への調整力は、重複することなく区分されたそれぞれの容量を準備いただくことが必要です。 なお、その場合は、応札時に、その旨を申し出いただけます。 (質問) 上記は類型1－①を許容するものと認識しているが、類型1－②における市場供出は不可と考えているがそちらで間違いないでしょうか。そうである場合なぜ類型1－②における市場供出のみ、認められていないのでしょうか。昨今の電力需給ひっ迫を踏まえて実効性テスト時の市場供出は発動時ベースライン計算の対象外となっていることも踏まえ、電源Ⅰ'契約に支障のない範囲での市場供出につき許容いただきたい。	提供期間において、実効性テスト、または当社の承諾を得た場合を除き、当社への電源Ⅰ'厳気象対応調整力提供の目的以外に活用できないものとしていることから、類型1-①、類型1-②いずれにおいても、提供期間中に電源Ⅰ'と同一の供給力を用いて市場供出することはできません。(※) 一方、重複することなく区分されたそれぞれの容量を準備いただく場合は、電源Ⅰ'参加地点において類型1-①、類型1-②へ供出することは可能です。 なお、その場合は電力量の仕訳が必要となります。当該地点の需要抑制計画値を用いて仕訳する等、具体的な仕訳方法は協議によって決定します。 ※運用要件を満たすことに影響を与えないことが確認できた範囲であれば、提供時間以外に他の目的で活用いただくことも考えられるため、必要に応じて協議させていただきます。
12	電源Ⅰ'	要綱	募集要項案 P27 第5章3. (2) 二	(原案) 電力量不足に起因する需給ひっ迫への対応に伴う協力依頼について (提案) 電源Ⅰ'の長時間発動など、落札後に協議を行うことが確実である場合、電源Ⅰ'契約協議時に合わせて覚書締結の協議を進めていただきたい。電源Ⅰ'の長時間発動につき、電源Ⅰ'の契約締結後にご相談を過去頂いており、需要家との契約協議も終わった段階で再度需要家と実施可否を協議し契約変更を行っており、需要家への説明や契約の再締結に都度時間を要してしまっているため、まとめて実施できると協議もスムーズに対応できるため。	第74回調整力及び需給バランス評価等に関する委員会において、電源Ⅰ'の長時間発動に関して、電源Ⅰ'の仕組みが残る2023年度までについては、電源Ⅰ'の契約交渉において、長時間発動についての可能な範囲での協力依頼を継続することとしてはどうか。と提言されておりますので、今後、条件が変わらないのであれば、契約協議時に合わせて協議させていただきます。
13	電源Ⅰ'	要綱	要綱 第1章2.	広域的な予備率が8%未満となる場合「等」に電源Ⅰ'を発動という記載がありますが、広域的な予備率が8%以上であってもエリアの予備率が何%未満であれば発動させるといった目安はございますでしょうか？	電源Ⅰ'においては原則広域予備率に基づいて発動する事と整理されておりますのでエリア予備率の目安はございませんが、急な電源脱落等の要因により、広域予備率によらず発動指令を行う場合があります。

番号	電源区分	分類	該当箇所	意見	回答
14	電源Ⅰ'	要綱	要綱 第2章 1.(5)	「契約電源等がDRを活用した負荷設備の場合は、一般送配電事業者との間で約款にもとづく接続供給契約が締結されていることが必要」とありますが、電源Ⅰ'厳気象対応調整力提供期間中に需要家が最終保障供給を受けることになった場合、当該需要に対しては、一般送配電事業者が本公募や需給調整市場において調達・確保した調整力の一部を消費しながら供給するものと理解しており、電源Ⅰ'厳気象対応調整力の発動指示により、アグリゲータの指示により当該地点の需要を削減することは、調達調整力の消費を削減するという点で意義があるものと思料しますが、それでも最終保障供給地点をリソースとして活用することは不可能となりますでしょうか?また、上記において最終保障供給地点をリソースとして活用できないとした場合、提供期間中に最終保障供給となってしまう等の事象が発生した場合、最終保障供給を受けている期間中の発動に対しては全て失敗という扱いとなりますでしょうか?	記載いただいた通り、募集要綱においては、「契約電源等がDRを活用したものである場合、当該需要家において一般送配電事業者との間で託送供給等約款にもとづく接続供給契約が締結されていること等が必要です。」と規定しております。 また、最終保障供給は、小売電気事業者の都合などによって契約切替を余儀なくされた需要家が、いずれの小売電気事業者とも電気の供給にかかる契約が成立しなかった場合に、次の小売電気事業者が見つかるまでの間、一時的に一般送配電事業者が電気を供給するサービスです。最終保障供給の制度については、現在制度設計専門会合等で見直しが図られています。 以上より、当該契約を締結している需要家に対しては、新しい小売電気事業者と可能な限り早めに需給契約を締結するようPRをお願いいたします。
15	電源Ⅰ'	要綱	要綱 第2章 1.(15)	インボイス制度導入に伴う適格請求書発行事業者の登録は、落札後、契約締結までに完了させておけばよろしいでしょうか? また、登録したことを証明する書面等の提出が必要でしょうか?	原則として2023年度開始までに登録を完了していただく様をお願いします。 書面の提出までは求めない予定ですが、適格請求書発行事業者としての登録番号を確認させていただきます。
16	電源Ⅰ'	要綱	要綱 第5章 3.(1)リ	平日時間における発動回数が12回以上とありますが、12回より多く対応可能であることを打診することで、札としての優先度が上がることがあるのでしょうか?	12回以上の発動回数を記載いただくことに問題はございませんが、落札者選定は要綱規定に則って行ないますので、選定における加点等はございません。
17	電源Ⅰ'	要綱	要綱 第8章 1.(11)イ(二)	未達度合いの算定方法等について、「上記を標準的な算定方法としますが、具体的な数値は契約協議時に個別に協議・確認させていただきます。」とありますが、昨年度と異なり、今年度は実効性テストと電源Ⅰ'発動は同日中に重複して発動することがあり、その場合の取り決めはアグリゲーターと都度決めるということでしょうか?	電源Ⅰ'厳気象対応調整力の公募において、「発動指令電源と電源Ⅰ'で重複する契約電源等があるときに、実効性テストと電源Ⅰ'を同日に指令する場合、電源Ⅰ'の指令は実効性テストと重複しない契約電源等のみに対する指令として扱う（なお、電源Ⅰ'発動指令後、同日中の実効性テストの指令は行なわない）。」としております。 やむを得ず重複することが想定される場合等、必要に応じて協議させていただきます。
18	電源Ⅰ'	要綱	ー	先日、広域機関より、「実効性テストの発動時におけるベースライン算定の取り扱いについて」の連絡がありましたが、調整力公募においても、アグリゲーターが経済DRを実施している期間中のベースライン算定において、当該経済DR実施日をベースライン算定対象日から除外するということはできないでしょうか?	ベースラインの算定対象日含め、ベースライン算定方法については契約協議時に協議させていただきます。
19	電源Ⅰ'	要綱	要綱 第8章 1.(4)	電源Ⅰ'の契約においては、需要期の平日9～20時の供出となっているが、年度を通して電源Ⅰ'の上限単価の適用がなされているため、上限電力量単価の縛りを受ける期間は電源Ⅰ'の供出期間内に限定していただきたい。	端境期に電源Ⅰ'以外で調整力を供出いただく場合（電源Ⅱ・需給調整市場）は、電源Ⅰ'の上限単価以上での単価設定を可能とさせていただきます。ただし、端境期に電源Ⅰ'として協力に応じていただく際は、上限単価を超えての単価設定は不可とします。 システム設定等詳細は協議させていただきますので、希望される場合は当社までご連絡ください。
20	電源Ⅰ'	要綱	要綱 第5章 募集概要 3.(2) 二	電源Ⅰ'の長時間発動について、22年度に御社よりご提示いただいた契約条件は、DRリソースにとって条件が厳しいことから、改善いただくことでより多くのDRリソースの参加ができるようになって考えている。具体的に改善いただきたい内容は、以下の通り。 ① 1日ごとの供出可能電力量(kWh)の合計は契約電源全リソースの契約電力(kW)に3時間(h)を乗じた値以上としているが、複数DRリソースを束ねた契約のうち、一部リソースが対応できなくなった場合、当該リソースの供出電力と全リソースの契約電力が大きくかい離し、本要件を満たすことができない可能性がある。 ② 発動期間中、対応不可とした日時において、下げ調整電力量が算定され、下げ調整電力量料金を支払わなければならない可能性がある。通常のDRにおいて負荷の変動等により、意図せずベースラインよりも上がってしまう場合のリスクが大きい。 ③ 通常発動よりも長時間の対応となるにもかかわらず、kWh報酬のみであり、またマージンが少額である。	電源Ⅰ'長時間発動に関する各要件については、「調整力及び需給バランス評価等に関する委員会」「制度設計専門会合」等で議論された内容に基づき設定しています。 いただいたご意見をふまえ、次回以降の協議に活用させていただきます。